

【プレス（報道機関）FAX用】

平成25年5月24日

東 村 山 市

東村山市長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1.

所 属	職 名	年 齢	性 別	処 分 内 容	非 違 行 為 の 概 要
総 務 部	主 任	4 8 歳	男	停 職 3 か 月	公 務 外 非 行

（事件の概要）

平成25年4月6日近隣市の店舗において、合計5点、4,000円相当の商品を万引きした。

2.

所 属	職 名	年 齢	性 別	処 分 内 容	非 違 行 為 の 概 要
市 民 部	係 長	4 7 歳	男	減 給 1 0 分 の 1 3 か 月	不 適 正 事 務 処 理

（事件の概要）

平成20年度から平成23年度に在職した健康福祉部障害支援課において、補助金事業の支出漏れ及び市内事業所の過誤請求に伴う返還金の不適正な処理を行った。

また、障害自立支援法施行令の改正に伴う利用者負担上限額の変更について、不適正な処理を行った。